

○総務省告示第百九号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十九条の二第一項第一号イの規定に基づき、総務大臣が別に告示するドメイン名の一部を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業法施行規則第五十九条の二第一項第一号イに規定するドメイン名の一部は、次に掲げるものとする。

- 一 .jp
- 二 .nagoya
- 三 .tokyo
- 四 .okinawa
- 五 .yokohama
- 六 .osaka
- 七 .kyoto